

太田市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月19日

太田市長 清水 聖 義

## 太田市規則第25号

太田市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則

太田市消防本部の組織に関する規則（平成17年太田市規則第239号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「予防係 査察指導係 保安係 消防設備係」を「予防調査係 保安係 設備指導係」に改める。

第3条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第46号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。